

# 全市民的な文協へ

文化協会会長 松川 始

都留市文化協会(都留文協)は種々の学習を通して、自分達の生活にうるおいを求めると共に、文化の香り高い街づくりを目指して研修しています。会員数は二十四部門、一一五三名、傘下には六十二の団体がありません。

## \*活動の様子

昭和六十二年に創立三十周年を迎え、記念誌の発刊、文学碑の建立等を行いました。それを契機として、四十周年を目指して一層の飛躍を期する為、会員名簿を作製し、無料配布を行うと共に、調査、広報、記録の三委員会制を採用して、この情報化時代に即して行く事になり、既に活発な活動を行っています。

## \*他市町村との交流

昨年十一月二十八日の山梨県文化協会連合会の研究会に於ても、「文協の情報化」の問題が取り上げられ、これについて、都留文協の遠藤副会長が、研究発表を行い、討議が行われましたが、県内文協に於ても、都留文協が一步も二歩も他文協をリードしている事が実証されました。

\*豊かな文化活動を目指して  
文教都市とは、一握りの優れた文化人によって代表されるものではなく、市民の多くが、豊かな情操、高い教養を持って生活を営んでいる街のことを言いますから、文化協会の会員が増加し、活発に活動し、その質が向上することは、即都留市の文化度の上昇となり、文化都市の実体に向かって行く事にほかならないと思います。

都留文協は、傘下団体の育成強化をはかると共に、どうしたら都留市の文化を高める事が出来るかを真剣に考え、種々の事業を行っ

## あなたの善意を国際交流に 募集中 国際交流人材バンクに登録を!

山梨県では、国際交流や国際協力活動をさらに盛んにするため、現在建設中の山梨県立国際交流センターの完成に合わせて、「山梨県国際交流人材バンク」を設置します。

これは、県民の皆さまの善意や語学力等の技術を、国際交流などに生かしていくためのボランティア制度です。

どうか、あなたの善意や技術を、このバンクに登録してみませんか。  
また、このバンクを活用して、国際交流活動をしていませんか。

問 合 先

山梨県私学・国際課国際交流担当  
☎0552 (37) 1111 内線2411

## 青年海外協力隊員募集

- ▽応募資格：20歳から39歳までの青年
- ▽募集期間：4月15日(日)～5月31日(木)  
(願書締切5月31日)
- ▽選考試験：1次/筆記試験(6月17日)  
2次/面接試験(7月18日～7月25日のうちの1日)
- ▽派遣期間：原則として2年間
- ▽派遣職種：農林水産・加工・保守操作  
土木建築・保健衛生・教育  
文化・スポーツの7部門、  
約150職種

問 合 先：山梨県 私学・国際課国際交流担当  
☎0552(37)1111 内 2413

募集説明会

日 時 5月22日(火)午後6時30分から  
場 所 富士吉田市民会館

ています。文学碑の建立とか、文化ホール建設促進の署名運動等は、それらの一例とも言えるものでもあります。

毎年十一月に行われる都留市文化祭は、教育委員会との共催ですが、文教都市と言われる都留市にとっては、その特色を發揮する最も大きなイベントとも言えるものであって、かつては、都留文協が単独で行っていたものです。これを全市民的なものとして、盛り上げる為、四年前から市との共催に踏み切りました。最近内容は、でも、他市町村の文化祭等を見学して、努力研究しているのので、やがては、県下最高のものとなる事を確信しています。

文化祭を市民総参加の祭りとする為には、行政の協力が必須条件であります。ふるさと会館の建設を機に、一層の連携を深め、その成功を期したいと思います。

一般市民の方々も、自分の文化

祭として、進んで参加して欲しいと思います。

\*文協で活動してみませんか  
平成元年を記念して作った会員名簿を分析してみると、会員の分布は、市内全域に亘っていますが、地域により、稀薄地域と濃密地域とがある事、また青年層の少ない部門等がある事が、はっきりしてきました。此等の問題については、研究会で討議した結果、稀薄地域の公民館等に向いての講習会、教室等の開催により新会員の養成に努めるとか、文化祭に、各職場(企業)や、PTA等の参加を呼びかけ、その延長として、文化協会への加入等を考えてもらう様にして行く等の新しく積極的な意見が出ていますので、これらを実行して、会員の増加をはかり、全市民的な文協へ一步でも近づけたいと願っています。

多数の市民の皆さまの都留文協へのご加入を期待しています。

## 登記所からの お知らせ

甲府地方務局

4月1日から会社及び各種法人の登記簿の閲覧が有料(三〇〇円)になるとともに、登記簿の謄本・抄本・証明・閲覧等の手数料が次表のとおり改定されました。詳しいことは法務局の窓口でお尋ねください。

申 請 内 容	手 数 料 額
① 登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書	1通 500円
② 商号・未成年者・後见人・支配人登記簿の謄本・抄本	1通 300円
③ 登記簿等の閲覧	1登記用紙(事件) 300円
④ 登記事項要約書	1登記記録 300円
⑤ 地図または建物所在図の全部または一部の写し	1筆(個) 300円
⑥ 地図または建物所在図の閲覧	1枚 300円
⑦ 登記事項に変更がない事、ある事項の登記がない事の証明	1件 300円
⑧ 印鑑の証明書	1件 300円
⑨ 鉱害賠償登録簿の謄本・抄本	1通 500円
⑩ 鉱害賠償登録簿等の閲覧	1登録用紙(事件) 300円